

入 札 公 告

庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年7月30日

福島県立美術館長 高橋 英子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 受変電設備総合保守点検業務委託
- (2) 業務箇所 福島県立美術館
- (3) 業務概要 受変電設備の総合保守点検
- (4) 履行期間 契約の日から令和7年12月26日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和6・7年度）の電気設備保全管理業務に登録されている者。
- (2) 県北地域に本店、支店又は営業所を有する者。
- (3) 過去5年の間、本件業務又は本件業務と同等の業務を履行した実績がある者。
- (4) 本件業務を履行するに当たり、一級電気工事施工管理技士の資格を有する技術者を業務担当責任者として配置できる者。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

- (2) 設計図書、契約の条項、入札説明書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 令和7年7月30日（水）～令和7年8月22日（金）

※1 時間は9：00～17：00とする。

ただし、8月22日（金）は午前9時～午前10時とする。

※2 8月4日（月）、8月12日（火）、8月18日（月）は
閲覧を実施しない。

イ 閲覧場所 福島市森合字西養山1番地 福島県立美術館 総務課

- (3) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 令和7年7月30日（水）～令和7年8月5日（火）午後5時まで

イ 受付方法 入札説明書による。

ウ 受付場所 福島市森合字西養山1番地
福島県立美術館 総務課

ファクシミリ 024-531-0447

電子メール artmuseum@pref.fukushima.lg.jp

エ 回答予定日 令和7年8月8日（金）

オ 回答書閲覧方法 (2)の閲覧場所及び福島県立美術館ホームページに掲載する。

4 入札方法等

(1) 入札書の提出について

入札説明書による。

(2) 入札日時等

ア 入札日時 令和7年8月22日（金）10時00分から

イ 入札場所 福島市森合字西養山1番地

福島県立美術館 応接室

(3) 開札は、入札終了後に入札会場で行うものとする。

(4) 入札結果の公表及び方法

入札説明書による。

5 入札参加資格要件の審査に関する事項

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとする。

当該者の入札参加資格が確認できなかった場合は、当該者以外の者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）に係る入札参加資格確認書類の記載事項を審査の上、入札参加資格を確認するものとし、確認できなかった場合は以下同様に行うものとする。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札の無効等

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県立美術館 総務課

電話番号 024-531-5511

ファクシミリ 024-531-0447

電子メール artmuseum@pref.fukushima.lg.jp

入 札 説 明 書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領第7条第3項の規定により庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。郵送による入札は不可とする。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は、「福島県立美術館長」とすること。
- (5) 入札結果の公表及び方法について
 - ア 入札結果の公表は、契約締結後14日以内に行う。
 - イ 公表は、県政情報センター、地方振興局県政情報コーナー、総務部施設管理課及び入札執行機関において行う。

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

福島県財務規則第249条第1項第4号及び同施行通達第249条関係第2項の規定に基づき入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

5 その他

- (1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相

当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得を熟知すること。
- (3) 書類は原則としてA4判とすること。
- (4) 条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書の提出については、〔別記〕のとおりとする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。

〔別記〕

条件付一般競争入札参加資格確認書類の提出について

入札公告に示す条件に基づき、条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書に添付が必要となる書類は次のとおりである。

記

1 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和6・7年度）の電気設備保全管理業務に登録されている者であること。

県で作成している庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿により確認するので、提出を要しない。

2 県北地域に本店、支店又は営業所を有する者

庁舎等維持管理業務入札参加資格申請書を基に作成した、庁舎等維持管理業務入札参加資格有資格者名簿により確認するので書類の提出は要しない。

3 過去5年の間、本件業務又は本件業務と同等の業務を履行した実績がある者

「業務実績証明書（任意様式）」を提出すること。また、契約書等、契約金額及び契約内容等が確認できる書類を添付すること。

4 本件業務を履行するに当たり、一級電気工事施工管理技士の資格を有する技術者を業務担当責任者として配置できる者

該当者の技術者免状等の写しを提出すること。